



新潟県の制度融資

# 新潟県小規模企業支援資金

## 小口零細企業保証制度要件がある小規模な事業者様向けの資金です

### 小規模企業者とは？

業種区分	従業員数の制限
製造業・その他業種	20人以下の事業所
商業・サービス業(※)	5人以下の事業所

(※)宿泊業及び娯楽業は20人以下の事業所

資金に関するお問い合わせは  
新潟県創業・経営支援課へ  
☎025-280-5240

### <融資条件>

#### ■融資上限額

小口零細企業保証制度要件 2,000万円  
一般要件 1,000万円  
(両保証とも既存保証付き融資残高を含む)

#### ■金利 年利 1.55~1.95%(固定)

#### ■信用保証 すべて信用保証付き

#### ■融資期間

運転7年以内、設備10年以内、借換7年以内  
※いずれも据置期間は1年以内

## この県制度資金は、柏崎市の信用保証料補給制度が該当します

**信用保証料の補給を受けるためには、融資実行前に市へ届出が必要です。**

融資実行前に「保証内容の確認書類」と「信用保証料補給届出書」を柏崎市商業観光課へ提出してください。(内容確認後、信用保証協会提出用書類として、受付印を押した届出書の写しをお返しします。)

※信用保証料は、市から直接信用保証協会へ支払います。

※信用保証料の補給額は、後日郵送でお知らせします。

※信用保証料補給届出書は、柏崎市商業観光課又は金融機関でご用意しています。

### 保証料補給の割合は？

- 小口零細企業保証制度要件 全額補給
- 一般要件 保証料率による一部補給

### 信用保証料の補給対象となる条件は？

- ①市内の金融機関で新潟県小規模企業支援資金の借り入れを行う中小事業者
- ②柏崎市に住所を有している、又は柏崎市で6か月以上継続して営業を行っている事業所を有している中小事業者であること。
- ③資金の使い道は、柏崎市内の事業所で利用する資金であること。

保証料補給のお問い合わせは、商業観光課商業労政係へ ☎0257-23-5111(内線 322)